

自治会への 支援事業

自治会(町内会)の活動を応援します。

自治会活動 補助金制度に統一

自治会活動補助金

地域コミュニティの基礎単位となる自治会への支援制度は従来からありましたが、平成17年度からは、自治会の活動に対する助成制度に統一しました。

これは、市町村合併にともない、防災、防犯、福祉、広報、広聴などあらゆる分野で、地域としての活動の重要性が増し、自治組織単位の活動を基本とした「自立」「共助」によるまちづくり、人づくりを

積極的に進めていくことを目的としたものです。

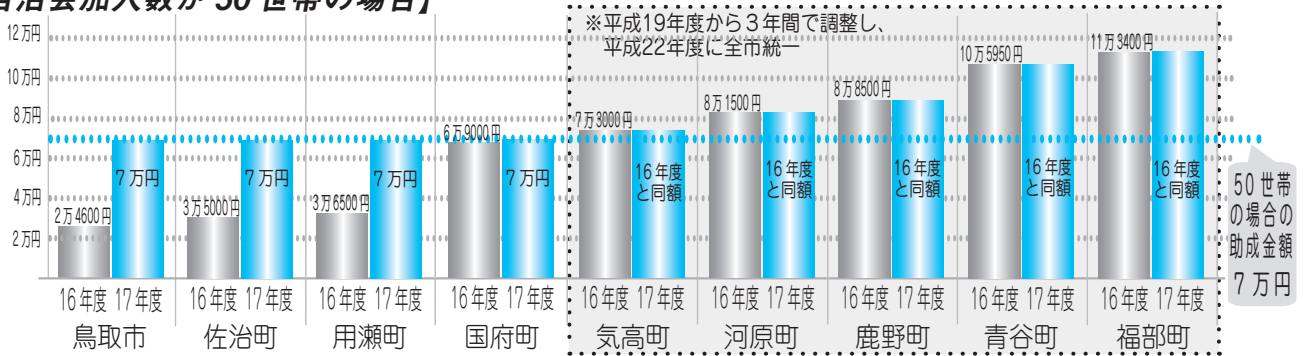
自治会の助成額は、平成17年度から、均等割3万5000円(1自治会当たりの額)と世帯割700円(自治会に加入している世帯数×700円)を合算した額になります。ただし、合併前の助成額が上回る場合は、平成18年度まで従来どおりの額とし、平成19年度から3年間にかけて段階的に調整を行い、平成22年度に全市で統一した制度となります。

【自治会活動補助金制度】

均等割 **3万5000円** + 世帯割 **700円×世帯数**
自治会活動補助金額

例) 自治会加入数が50世帯の場合は、
 3万5000円 + (700円×50世帯) = 7万円

【自治会加入数が50世帯の場合】



平成17年度から 新たな制度を創設

自治会活動活性化 支援事業補助金

地域のさらなる活性化に活用していただくことを目的に、平成17年度から、新しい補助制度を創設しました。

「づくり活動」、「地域コミュニティの推進」につながる活動を実施する自治会に対して、左表のとおり支援します。

申込期限 6月30日(木)

申込・問い合わせ先 市役所本庁舎市民参画課 ☎(0857)2013163 / 各総合支所(地域振興課(10ページ上段参照))

事業名	補助対象事業内容	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	限度額
きらめくまちづくり事業	① 地域の課題の解決につながる活動 ② 住民自治のステップアップにつながる活動 ③ 個性のある地づくりにつながる活動	・単位町内会 ・合同町内会 ・地区自治会	・謝金 ・旅費 ・会場借上料 ・賃借料 ・会場整備費等物件費 ・雑務費	2/3	200万円
コミュニティ活動支援事業	住民の多数が参加する次のような事業 ① 運動会などのスポーツ活動 ② 地域内の文化的な活動 ③ その他この事業の趣旨にふさわしい事業	・単位町内会 ・合同町内会	・広告宣伝費 ・消耗品費 ・委託費 その他、市長が特に必要と認める経費	1/2	5万円